

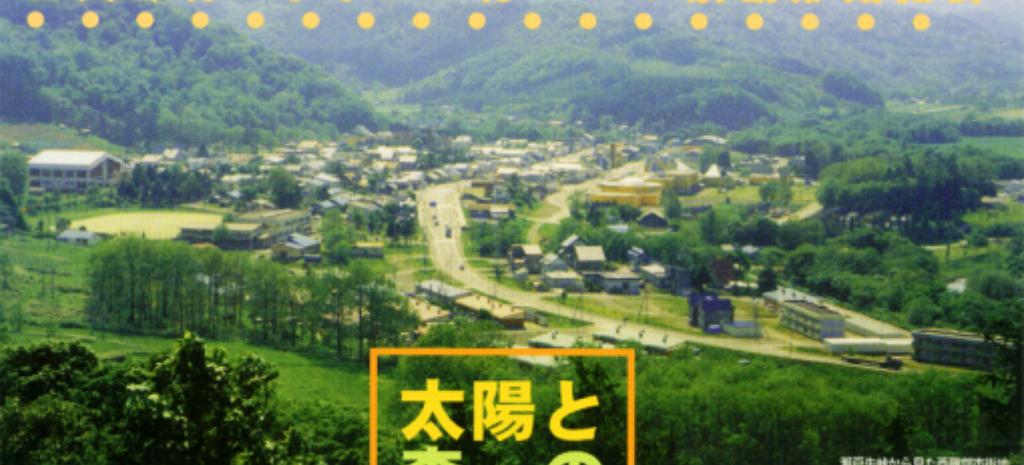
西興部村

美

小さいけれど大きなもてなしの村づくり



しい村づくり景観形成指針



瀬戸中町から見た西興部市街地

太陽と 森 との 庭園村

策定の目的

●西興部村では、平成11年度にこれまでの活動であった、我が村は美しく事業、花いっぱい運動等の村民活動とともに、オレンジ色に色彩統一した公共建築物整備、ヨーロッパの視察研修など、村民・行政あげての活発な展開を背景として、「美しい村づくり条例」が制定されました。

この条例では第6条に基本的かつ総合的な景観形成指針を村民の協力の下に定めることが規定されています。これは各種むらづくり事業において、村民・事業者・行政が遵守すべき景観形成の方針を内容として定め、条例の周知と実行を役割分担しながら協働することを目的としています。

- この景観形成指針は、今後新築・改築・改修などが実施される際に配慮していく内容です。
- 村民全員が「太陽と森の庭園村」を自豪して、一人一人が努めて行くことが大切です。

北海道 西興部村



●西興部村の誇る美しい庭園『興樂園』の景観とその精神が、基本目標と全体方針の出発点になりました。茶の心はもてなしの心そのものを表しています。小さいけれど大きなもてなしの村という考え方に基づいた「太陽と森の庭園村」という目標像は、いわば村全体が美しく整えられた茶室であり、緑溢れる『庭園』に立てて表現されています。

基本目標

小さいけれど大きなもてなしのむらづくり

基本目標像

太陽と森の庭園村

全体方針

西興部村の
「らしさ」
を大切にする

●森に囲まれたまち

村の総面積の89%を占める森林地域。興部川と藻興部川によって創られた段丘の疎なりが森の回廊を形成し、まちや農村の背景を彩っています。森に囲まれたまちを創出するために、緑溢れる空間の形成を目指しましょう。

●まとまりのある市街地

まとまりのある市街地、丘陵地の背景に立ち上がるウエンシリ岳や札滑岳、波状性の台地に広がる牧草地などは西興部らしい風景です。それらを一望できる場所を整えましょう。

西興部村での
「出会い」
を大事にする

●もてなしの心

西興部村には林業を営む旦那衆が創った庭園興樂園があり、一期一会を大事にした心遣いが頭々と生きています。もてなしの心を持ち合わせ、美しい庭園のむらづくりを目指しましょう。

●交流拠点の整備

西興部村には2つの市街地があり、公共施設がきちんと整備されています。村外から人々が訪れ、交流の拠点となる公共施設周辺は、西興部らしさを創出するまちの顔として緑溢れる空間を形成しましょう。

西興部村の
「自然」と「農業」
を大事にする

●身近にある自然環境

ウエンシリ岳をはじめ、興部川はまちの中を流れ、生活空間の身近に豊かな自然が広がっています。この自然環境を活用していくワイスコース(*1)の視点をもち、森林文化を育んでいきましょう。

●手入れの行き届いた農業・農村

美しい実りの農業地帯は庭園（ガーデン）です。豊かなカントリーライフを自ら楽しみ、都会との交流を受け入れるファンのための準備をしておきましょう。

西興部村での
「暮らし」
を楽しくする

●通りとうら通り

まちの中を貫く国道239号沿いはまちの表通りとして、人々をもてなす心遣いを演出し、生活空間としてのうら通りは日々の営みが垣間見られるような演出をすることで、快適な住環境を形成しましょう。

(*1) ワイスコース(White course): 豊かな自然资源を多角的に質く使われるという考え方。1777年、イングランド創始された通称「ラムゲート会社」の中で、自然環境の生態学的機能を過るに、その機能を将来の世代に引き継ぐように活用することを「高い着眼」=「ワイスコース」と名づけたのが始まりです。

めざすべき姿

●4つの全体方針を受けて、西興部村を大きく市街地地区と農村地区に区分し、それぞれの地域ごとにめざすべき姿を示しています。

市街地地区

まち中の緑●まちの中に緑を増やし、周囲の森との一体感をつくりましょう。

まちの眺望●まとまりのある市街地を望む瀬戸牛峰などの視点場所を整えましょう。

表の顔とうらの仔まい●表通りは熙わい感をつくり、うら通りの住宅地は落ち着きのある仔まいをつくりましょう。

交流の窓口●公共施設を村内外の人が訪れる拠点に整備し、交流の促進を図りましょう。

まち中の川●まちの中を流れる興部川などは親水性の高い空間として整えましょう。

まちの顔●公共施設周辺には、基本的に周辺と調和した樹木を植栽し、芝生による修景を行いましょう。

まち中の小径●市街地の中を散策できる小径を整備し、生活・交流の広場として位置づけ、活用を図りましょう。

森との一体感●家屋や納屋などを周囲の森に調和させましょう。

山並みへの眺望●札滑岳やウエンシリ岳などの眺望が映えるような修景を心がけましょう。

農村地区

歴史を引き継ぐ●先人の植えた樹木をまもり、使われなくなった家屋やサイロは農村風景に調和する修景や利活用を行いましょう。

緑溢れる街道筋●国道239号など、村を貫く街道沿いは、花や緑溢れる空間としましょう。

森の中の川●森の中を流れる興部川などは、手つかずの自然として守りましょう。

美しい村づくり条例 平成11年10月1日 西興部村条例第25号

第1章 説明

(目的)

第1条 この条例は、西興部村の景観形成に關し、村、村民等の責務を明らかにするとともに、総合的な施策を計画的に実施し、西興部村の自然と調和した美しい景観を守り、つくり、育てることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 村民等：村民及び事業者、西興部村内に所在する土地及び建物の所有者並びに管理者をいう。

(2) 景観形成：西興部村の自然と調和した美しい景観を守り、つくり、育てることをいう。

(村の責務)

第3条 村は、景観形成に關し、必要な調査を行うとともに、基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するよう努めなければならない。

2 村は、事業の実施にあたっては、景観形成に配慮して事業を推進するよう努めるものとする。

3 村は、景観形成について、村民等に理解を深めるよう、啓発に努めるとともに、村民等の意見、要望等を十分に反映するよう努めるものとする。

(村民等の責務)

第4条 村民等は、景観形成に關して、意識を高め、自ら景観形成に貢献するよう努めるとともに、村が実施する施策に協力するものとする。

(国等への要請)

第5条 村長は、必要があると認めるときは、國、地方公共団体またはこれらが設立した団体に対し、景観形成について協力を要請するものとする。

第2章 景観形成指針等

(景観形成指針の策定)

第6条 村長は、村民等の協力の下に景観形成のための基本的かつ総合的な指針（以下「景観形成指針」という。）を定めるものとする。

2 村長は、景観形成指針を定めようとするときは、あらかじめ、西興部村づくり地域づくり交流検討委員会の意見を聽かなければならぬ。

(助成及び支援)

第7条 村長は、村民等が景観形成指針に基づき行う事業について、予算の範囲内でその事業に要する経費の一部を補助し、若しくは資金の融資をすることができる。

第3章 規則

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

景観形成を推進する仕組み

●今後、景観形成を推進する上で、段階的に進めていこうとする内容です。

村民の意識が芽生える段階

景観形成指針/パンフレットの各戸配布●パンフレットを配布し、景観形成の目標を認識してもらいます。

景観ニュースの発行●様々な景観の取り組みを紹介するニュースを発行し、情報を公開します。

景観講演会の開催●景観に対して興味をもつていただくために講演会を開催します。

NCNの活用●景観形成活動に関して、村民に情報を公開するためNCNを活用します。

村民の意欲が湧く段階

まち並みウォッチングの開催●まち並みの良いところ、気になるところを確認し、内容を地図にまとめます。

美しい村づくり塾の開催●まち並みウォッチングで得られた課題を見直していくための勉強会を開催します。

美しい村づくり表彰制度の創設●美しい村づくりに伴う様々な取り組みを評価する表彰制度です。

美しい村づくり絵画コンクールの実施●小中学生が想像する景観を絵で表現してもらい、コンクールを行います。

花壇コンクールの継続

村民活動実行段階

ワンデイチャレンジ●1年に1度、ある1日を利用して、実際に景観整備の活動に汗を流しましょう。

美しい村づくり団体の設立●景観形成活動を実施する、村民が主体の団体を設立しましょう。

美しい村づくりサポート制度の創設●美しい村づくりを進めていく際に相談できる専門家を設置します。

我が村美しく事業の継続

支援制度の創設

●美しい村づくりを推進するため、景観形成指針に基づき行う次の事業活動について、一定の条件で補助する制度です。

1. 建物の色彩統一事業

建物の屋根、又は外壁をおすすめ色にした場合に、その経費の一部を補助します。

○補助金額は、以下のとおりです。

工種	種類	屋根	外壁	補助率	備考
増・改築他	住 宅 等	10万円限度	40万円限度	1/2	色を塗り替える場合、塗・改築
	物 貯 等	5万円限度	5万円限度	1/2	の場合、塗・改築
	農業施設等	10万円限度	40万円限度	1/2	の場合に適用。
新築	住宅及び農業施設等(同年度内に建てた物置等を含む)	50万円	定額	壁及び屋根両方をおすすめ色にした場合に限り	
	物置等のみを建設する場合	増・改築の場合と同様	1/2	適用。	

2. 廃屋の解体撤去事業

景観を阻害している廃屋の解体撤去事業に対し、経費の一部を補助します。

○補助金額は、以下のとおりです。

種類	補助金額	補助率	備考
廃屋	100万円限度	1/2	廃屋全てに適用

3. 民有地における景観整備事業

民有地において行う次の事業に、経費の一部を補助いたします。

(1) 景観形成を目的とした植樹による造いへい整備
景観を損ねる建物等(油圧タンクや堆肥盤など)を隠すために植樹する事業について、材料費の一部を補助します。

(2) 前庭空間の整備(インターロッキング・舗装・芝生)
景観形成指針により前庭空間(歩道から住宅までの間)を整備する事業で、経費の一部を補助します。

○補助金額は、以下のとおりです。

種類	補助金額	補助率	備考
植樹	10万円限度	70%	苗木1本2,000円を限度
前庭空間	30万円限度	1/2	インターロッキング・舗装・芝生に限定

●詳しい内容は、役場担当窓口(企画課)までお問い合わせ下さい。
また、補助金を申請する場合は、細かい条件もありますので、事前にご相談下さい。なお、この補助制度は平成13年4月1日から施行いたします。

西興部村美しい村づくり景観形成指針

平成13年3月 全面編集:西興部村役場企画課

認定:西興部村役場村字西側原100番地 TEL:01588-7-2111 (代表)

製 作:株式会社CSPT(地域計画機構)



農村地区における景観形成基準

屋根の形態：
母屋は三角屋根を基本とし、一部陸屋根でも可能とする。農機具、納屋、牛舎などは三角、片流れ屋根とする

屋根の色彩：
母屋、納屋、倉庫などの建物の屋根は、外壁の色調、周囲の緑と調和した色彩とし、お隕め色（赤系、緑系、茶系）の中から選択する

敷地際のしつらえ：
農地との敷地際は、芝生や低木類などで植栽することで緑の囲い込みを形成する

駐車場の修景：
駐車場は、前面道路から奥まった箇所に配置し、なるべく建物に隣れるようにする。ただし、前面道路に配置する場合は、バーガラなどの屋根を整備し、遮へいする

外壁の色彩：
母屋、納屋、倉庫などの個別の建物が周囲の森に調和し、まとまりのある農家施設群として見せるために、お隕め色（赤系、グレー系、オレンジ系）の中から選択する

外壁の素材と仕上げ：
農村らしい雰囲気を演出するため、自然素材を可能な限り使用し、素材感を活かした仕上げをする

工作物・看板：
前面道路に面して設置する牧場名を記した地上広告物は、木材を使用し、周囲に調和したデザインとする

動線の確保：
生活動線と生産動線は基本的に区分する

前庭空間の装い：
母屋の前庭空間は緑溢れる中間領域として、花・地被・芝生などで修景する。通りに接している牛舎や堆肥盤などは、中高木や芝生などで修景を行う

花・樹木：
前庭空間や敷地際などは、グランドカバーによる修景を主に、アクセントとして花などを用いることで彩りを加えるようにする。また、使用していないサイロや牛舎などはツタを這わせ、周囲の緑と調和させる

鹿屋：
鹿屋は、解体撤去することを基本とし、やむを得ない場合は、樹木で遮へいするなど周囲の景観を損なうことのないよう管理する

空家・空き地：
空屋・空き地は、再利用や修景・植栽を行い、周囲の景観を損なうことのないように管理する

市街地地区における景観形成基準

外壁の素材と仕上げ：
うら通りの雰囲気を演出するため、自然素材を可能な限り使用し、素材感を活かした仕上げを行う

外壁の色彩：
周囲の緑に調和するように、落ち着いた低彩度の色調とし、お隕め色（茶系、オレンジ系）の色相の中から選択する

付帯設備：
付帯設備類はなるべく建物全体のデザインに合わせ、遮へい若しくは一体化させる

駐車場の修景：
通りに面して駐車場を配置しないことを基本とするが、配置する場合は、歩道との境界に低木類などの樹木を植え、遮へいを図る

屋根の形態：
森に囲まれたまとまりのある家並みを形成する上で、三角屋根を基本とし、落雷の防止を図る勾配とする

屋根の色彩：
屋根は周囲の緑に調和するよう、落ち着いた低彩度・低明度の色調を使用する

工作物・看板：
ゴミステーションは、適正な配置と周囲に調和したデザインとする

花・樹木：
通りに面した建物の周り、歩道空間との境界、隣地との境界はなるべく樹木、実のなる木を植栽する

前庭空間の装い：
通りに接した前庭空間は緑溢れる中間領域として、花・地被・芝生などで修景し、隣地との一体感を創出する

敷地際のしつらえ：
敷地際は緑溢れる空閑として、芝生などで修景し、隣地との一体感を創出する

空家・空き地：
空屋・空き地は、再利用や修景・植栽を行い、周囲の景観を損なうことのないように管理する

開口部の位置や大きさ：
うら通りの雰囲気を演出するよう建物内部の明かりが漏れるようにする

色彩の配慮内容

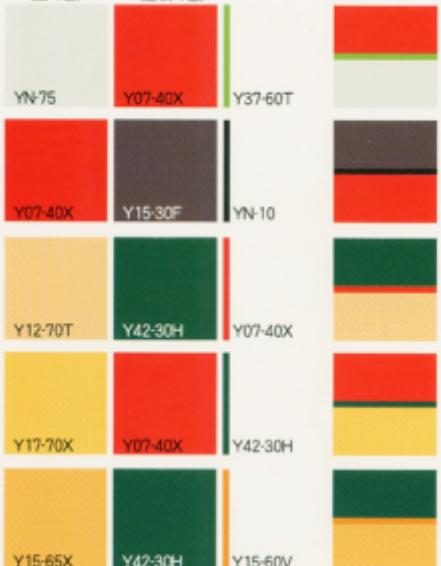
公共施設 のおすすめ色

▼メインカラー ▼サブカラー ▼アクセントカラー ▼構成比率
(壁の色) (屋根の色)



農村地区 のおすすめ色

▼メインカラー ▼サブカラー ▼アクセントカラー ▼構成比率
(壁の色) (屋根の色)



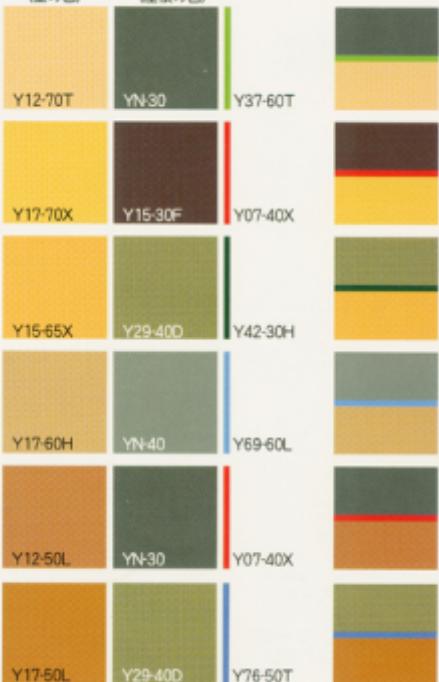
●建築物等の色彩に対する基本的な考え方は、以下の通りです。

- ①周辺の建築物等との調和：彩度の高い基調色を用いるのは避け、落ち着いた色調とし、周辺の建築物や景観との調和を図ります。
- ②背景の自然環境との調和：樹林地等の自然景観との調和を考え、自然物より低い彩度とすることで、調和を図ります。
- ③基調色（メインカラー・サブカラー）とアクセント色
- ・メインカラー：外観の大面積を占め、景観への影響力が高いため、公共性を意識する必要があります。周辺の自然景観との調和を図る上で、低彩度の色を基本とします。壁の色として使用。
- ・サブカラー：大きな面積にメインカラーのみを配した場合に起こりやすい单调さや圧迫感の軽減を図るために、メインカラーを補助する色。メインカラーよりも隨い低彩度の色や質感の異なる石や木材を用いることで外観に変化をもたらします。屋根の色として使用。
- ・アクセントカラー：建物のごく小面積に使用し、外観に程良い緊張感や表情をつける色。基調色よりも彩度の差を出すことで効果が出ます。屋根の破風部分や壁面の目地などに使用。

※数字は社団法人日本塗装工業会発行「塗装用標準色見本帳1993年Y版」を用いています。
※印字の都合上、表示色は実際と異なる場合があります。また、塗装される面の質感や凹凸などによって色合いが変化するので、記号はあくまで目安として表記しています。

市街地地区 のおすすめ色

▼メインカラー ▼サブカラー ▼アクセントカラー ▼構成比率
(壁の色) (屋根の色)



景観基準によるシミュレーション

●現況写真を下記の配慮内容で加工してみました。



- 配慮内容
- 1.色彩統一
- 2.街路樹
- 3.電柱撤去



- 配慮内容
- 1.色彩統一
- 2.街路樹
- 3.電柱撤去
- 4.歩道改修



- 配慮内容
- 1.色彩統一
- 2.緑化
- 3.電柱撤去
- 4.歩道改修



- 配慮内容
- 1.色彩統一
- 2.緑化
- 3.アプローチ整備



- 配慮内容
- 1.色彩統一
- 2.緑化
- 3.アプローチ整備
- 4.看板設置

